

CITY OF YOKOHAMA

上下水道交通委員会
令和8年5月29日
交 通 局

交第1号議案 横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正



横浜市

1 条例改正の趣旨

地方公共団体が経営する公営交通事業の運賃は、地方自治法に基づく公の施設の使用料として、条例でその上限額（**上限運賃**）を定めることとされています。このたび、市営バスの運賃を改定いたしたく、横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正します。

2 運賃を改定しようとする理由

市営バスは、市民生活を支える身近な交通機関として、現在、1日約31万人のお客様にご利用いただいています。

昨今の物価高騰や、乗務員確保のための処遇改善に伴い、事業運営に要する運送原価は上昇しており、運送収入で賄うことは極めて困難となっています。

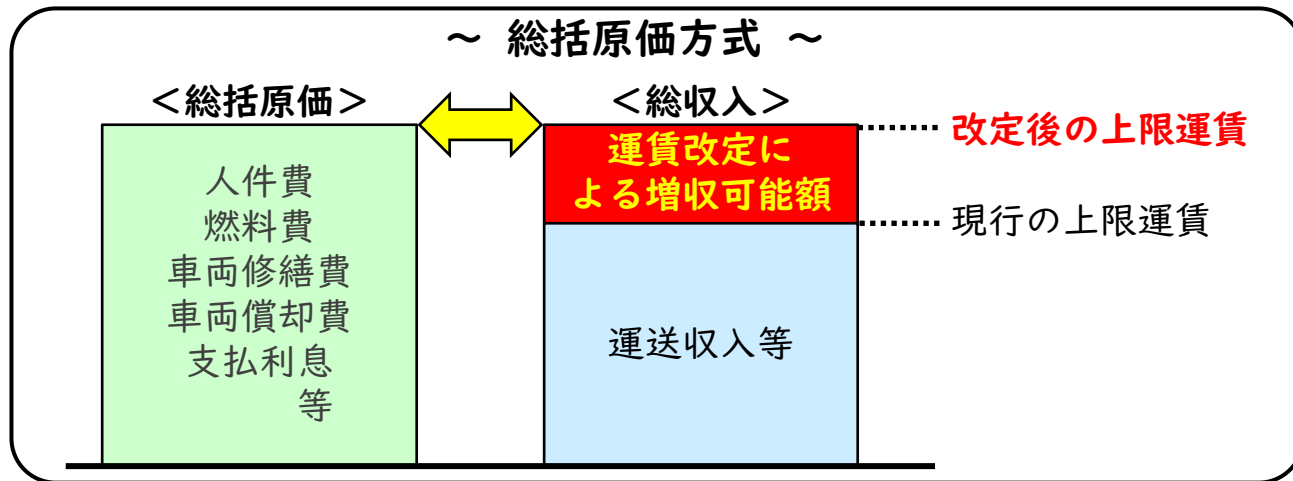
市民の皆様の足としての市営バスネットワークを将来にわたり維持していくため、早急な経営改善が不可欠であることから、運賃を改定しようとするものです。

3 運賃認可制度

国の認可制度では、事業者が申請する運賃が、能率的な経営の下における適正な原価を超えないものであるかどうかを審査する『**総括原価方式**』が採られています。

今回の運賃改定では、収支の確定した実績年度（令和6年度）を基準として、認可申請の翌年度にあたる平年度（令和9年度）における総括原価を算定し、これを賄う収入を得られる**上限運賃**を国土交通大臣に申請します。

国土交通大臣は、近隣事業者の実績等を踏まえ、申請された事業者の総括原価を審査し、上限運賃を認可します。事業者は、認可された上限運賃の範囲内で実際の改定額（**実施運賃**）を決定します。



4 運賃改定概要

- ◆ 条例で定める大人普通運賃は、総括原価の考え方に則り算出した額である**270円**に改定する一方、企業管理規程で定める実際にお客様からいただく実施運賃は、利用者負担に配慮し**240円**とします。
- ◆ 小児普通運賃は上限・実施いずれも大人の半額を基準とした上で、ICカードでご利用いただく場合の運賃については**100円**に引下げます。通学定期運賃についても、家計の負担軽減を目的として、実施運賃は**据置き**といたします。
- ◆ このほか、普通運賃を基礎とする営業割引運賃（1日券・シニアパス）についても、普通運賃を基準として改定します。

		上限運賃＝条例で規定		実施運賃＝企業管理規程で規定		
		現 行	改定案	現 行	改定案	
普通券	大人	220円	270円	220円	240円	
	小児	110円	140円	110円	現金 120円 IC 100円	引下げ
定期券（1か月）	通勤	9,900円	12,150円	9,900円	10,800円	
	大人通学 (中学生以上)	7,920円	8,650円	6,920円	6,920円	据置き
	小児通学 (小学生以下)	2,730円	2,780円	2,230円	2,230円	据置き

※上限運賃は、国の審査を経て最終的に決定されます。

5 改定後の収支見通し

- ◆ 本年第1回定例会の常任委員会で報告した令和8年度予算を踏まえた収支見通しでは、令和11年度に経営健全化団体となる見込みでした。
- ◆ 今回、240円への改定による増収効果を令和9年度から見込んだ場合、経営健全化団体となる年度は令和12年度へと1年後ろ倒しとなりますが、引き続き厳しい経営見通しとなっています。
- ◆ 今後策定する次期中期経営計画の期間内で、さらなる経営改善策を検討・実施する必要があります。

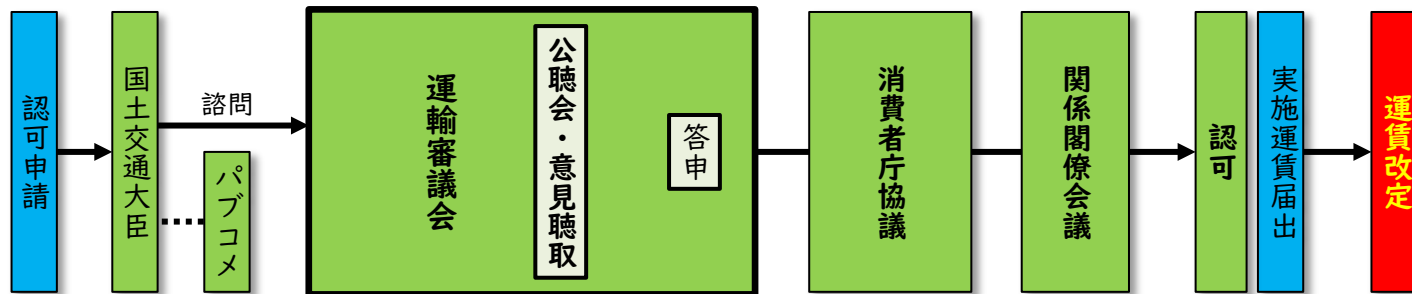
次期中期経営計画 (億円)

	R8予算	R9	R10	R11	R12	R13	R14
経常損益	▲35	▲31	▲37	▲41	▲45	▲48	▲49
累積利益 (▲) 欠損金	▲106	▲138	▲175	▲216	▲261	▲309	▲358
累積資金残 (▲) 不足額	31	22	▲11	▲39	▲71	▲110	▲158
資金不足比率	-	-	5.6%	19.4%	35.4%	54.8%	78.4%

<経営健全化団体となる年度>
 資金不足比率（営業収益に対する資金不足額の割合）
 が公営企業の**経営健全化基準である20%を超える年度**

6 認可手続き

国土交通大臣に認可を申請した後、運輸審議会、消費者庁協議、関係閣僚会議への付議等が必要となる見込みです。



7 施行予定

令和9年1月（見込み）

なお、実施時期及び実施運賃は企業管理規程で定めます。

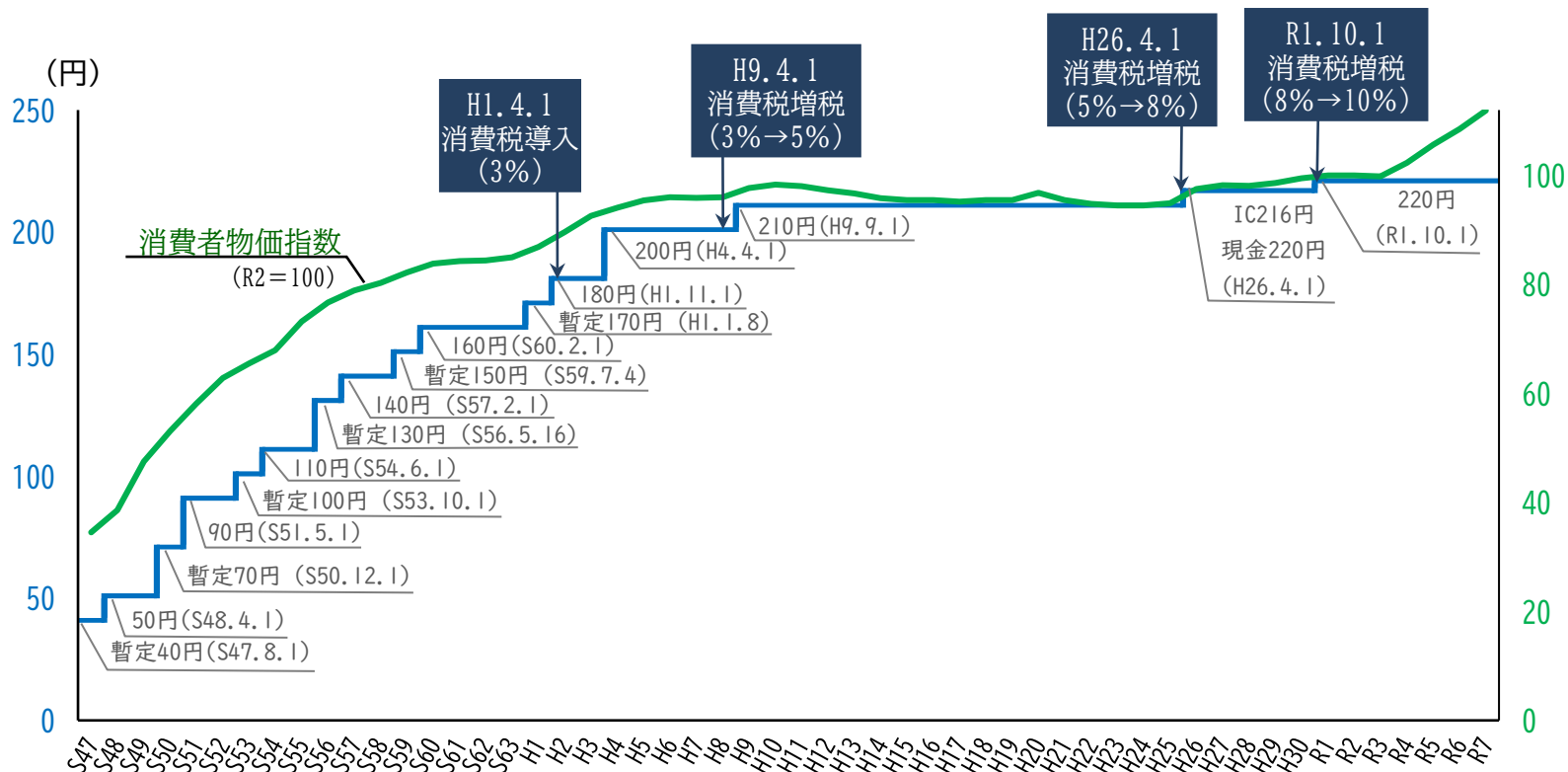
《参考》新旧対照表（抜粋）

現行			改正案		
別表（第2条の2）			別表（第2条の2）		
乗車券の種類	乗車券の料金		乗車券の種類	乗車券の料金	
普通乗車券	大人	<u>200円</u> に1.1を乗じて得た額の <u>10円未満の端数を四捨五入して得た額</u>	普通乗車券	大人	<u>246円</u> に1.1を乗じて得た額
	小児	大人普通乗車券の料金の額からその5割の額を割引きして得た額		小児	大人普通乗車券の料金の額からその5割の額を割引きして得た額
1日乗車券	大人	<u>600円</u>	1日乗車券	大人	<u>大人普通乗車券の料金の額を5倍して得た額</u>
	小児	<u>300円</u>		小児	<u>大人1日乗車券の料金の額からその5割の額を割引きして得た額</u>
通勤定期乗車券	1箇月	<u>9,000円</u> に1.1を乗じて得た額	通勤定期乗車券	1箇月	<u>11,046円</u> に1.1を乗じて得た額
	3箇月	1箇月通勤定期乗車券の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額（ <u>その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。以下同じ。</u> ）		3箇月	1箇月通勤定期乗車券の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
	6箇月	1箇月通勤定期乗車券の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額		6箇月	1箇月通勤定期乗車券の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額

《参考》新旧対照表（抜粋）

現行			改正案		
通学定期乗車券 (甲種)	1箇月	7,200円に1.1を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額	通学定期乗車券 (甲種)	1箇月	7,864円に1.1を乗じて得た額
	3箇月	1箇月通学定期乗車券(甲種)の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額		3箇月	1箇月通学定期乗車券(甲種)の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
	6箇月	1箇月通学定期乗車券(甲種)の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額		6箇月	1箇月通学定期乗車券(甲種)の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
通学定期乗車券 (乙種)	1箇月	2,486円に1.1を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額	通学定期乗車券 (乙種)	1箇月	2,528円に1.1を乗じて得た額
	3箇月	1箇月通学定期乗車券(乙種)の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額		3箇月	1箇月通学定期乗車券(乙種)の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
	6箇月	1箇月通学定期乗車券(乙種)の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額		6箇月	1箇月通学定期乗車券(乙種)の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
高齢者割引 全線定期乗車券	3箇月	7,200円に1.1を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額	高齢者割引 全線定期乗車券	3箇月	8,837円に1.1を乗じて得た額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
	6箇月	7,200円に1.1を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額		6箇月	8,837円に1.1を乗じて得た額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
			<p>(備考)</p> <p>算定された乗車券の料金の額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入して得た額を当該乗車券の料金の額とする。</p>		

《参考》市営バス普通運賃の変遷と消費者物価指数



CITY OF YOKOHAMA

別紙

下水道河川・水道・交通委員会
令和8年3月11日
交 通 局

市営バスの経営改善について



横浜市

1 令和8年度予算案に基づく今後の収支見通し

➤ 第9回市営交通経営審議会（前回常任委員会報告）の見通しとの変更点

令和8年度予算案における**敬老特別乗車証負担金の単価引き上げ**を反映

135円⇒141円 乗車料収入効果額**約1.8億円**

1 令和8年度予算案に基づく今後の収支見通し

➤ 累積資金残不足額の見通し

<経営健全化団体となる年度>

資金不足比率（営業収益に対する資金不足額の割合）
が公営企業の**経営健全化基準である20%を超える年度**

（単位：億円）

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
中期経営計画策定当初 （R5年12月策定）	45	31	11	▲ 17	▲ 33	▲ 53	▲ 61	▲ 72
見直し後 （第9回経営審議会報告） （2月13日常任報告）	52	29	7	▲ 39	▲ 80	▲ 126	▲ 178	▲ 238
8年度予算案反映 （今回報告）	53	31	11	▲ 33	▲ 72	▲ 115	▲ 165	▲ 224

<敬老特別乗車証負担金の単価見直しによる効果>

経営健全化団体となる年度は1年後ろ倒しとなるものの、
累積資金残不足額の**改善幅は限定的**

市営バスネットワークを維持するため、**運賃改定を可能な限り早期に実施**し、経営改善を図りたい

➤ 運賃改定幅（お客様からいただく運賃の値上げ幅）のイメージ

10～15%程度の値上げを想定

➤ 条例改正案提案時期

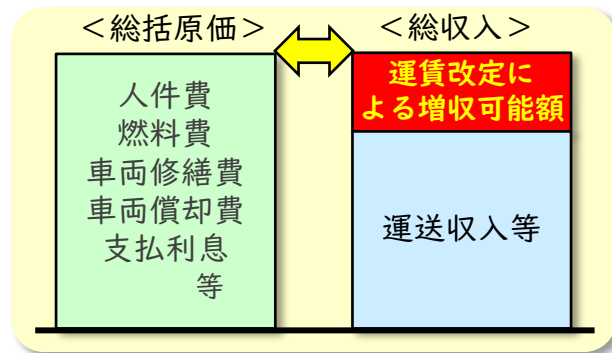
令和8年第2回定例会での提案に向けて準備を進めます

3 バス運賃認可制度の概要

➤ 運賃改定の仕組み

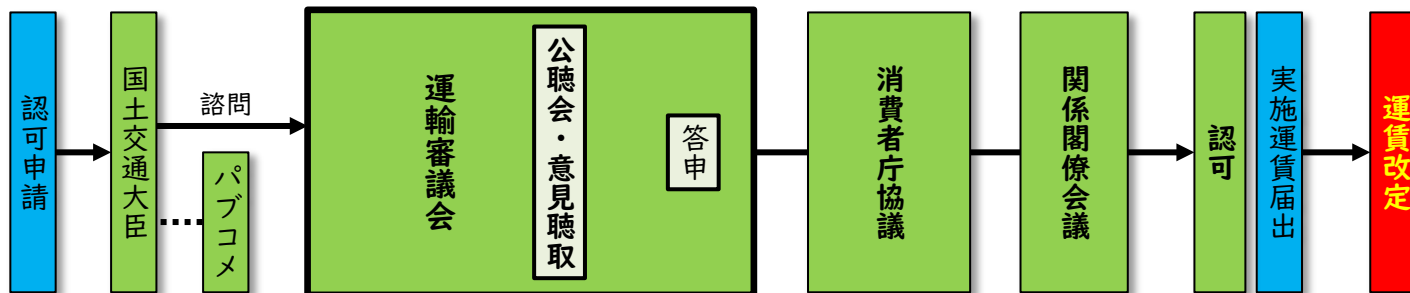
乗合バスの運賃は、事業に必要な費用（**総括原価**）に対し不足する収入を賄う額を上限として認可されます。

バス事業者は認可された上限額（**運賃改定による増収可能額**）の範囲内で実際の改定額を決定します。



➤ 認可手続き

市営バスは国土交通大臣に認可を申請した後、運輸審議会、消費者庁協議、関係閣僚会議への付議等が必要となる見込みです。



《参考》市内民間バス事業者の運賃改定状況

事業者	改定日	従来実施	改定後 実施運賃	改定後 上限運賃 ※1
小田急	R6.6.1	220円	240円	250円
	R7.10.1	240円	250円	250円（上限改定なし）
東急	R6.3.24	220円	230円	250円
	R7.10.1	230円	現金250円・IC240円	250円（上限改定なし）
相鉄	R7.3.15	220円	240円	240円
京急	R7.3.18	220円	240円	250円
川崎鶴見臨港	R7.3.18	220円	240円	250円
神奈中	R8.4.4予定	220円	240円	270円
江ノ電	（未実施）	220円	—	—
横浜市営	（未実施）※2	220円	—	—

※1：一般乗合バス事業の経営に必要な原価に応じて算出される、バス事業者が収受してもいいとされる運賃の上限額（国土交通省が審査の上認可）

※2：横浜市営バスの直近改定（消費税率改定に伴うものを除く）：平成9年9月1日

《参考》市営バスにおける普通運賃の変遷

